

上富良野町簡易水道事業 経営戦略

【令和2年度～令和 11 年度】

令和 2 年 2 月

上富良野町建設水道課

目 次

水道事業経営戦略の策定の趣旨	1
1. 事業の概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) これまでの主な経営健全化の取組	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 将来の事業環境	4
(1) 給水人口予測	4
(2) 水需要の予測	4
(3) 料金収入の見通し	4
(4) 施設の見通し	5
① 資産の状況	5
② 更新対象の見通し	6
(5) 組織の見通し	6
3. 経営の基本方針	6
4. 投資・財政計画	6
(1) 投資・財政計画（収支計画）	6
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定についての説明	6
① 収支計画のうち投資についての説明	6
② 収支計画のうち財源についての説明	7
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	7
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討 予定の取組の概要	7
① 投資についての検討状況等	7
② 財源についての検討状況等	8
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	8

【別紙】経営比較分析表
投資・財政計画（収支計画）

上富良野町簡易水道事業経営戦略策定の趣旨

本町においては、現在に至るまで住民生活に欠かすことのできない「水」を供給するライフラインとして、水道事業以外の郊外地域を対象に簡易水道事業として昭和53年度から東中地区の給水を開始し、その後も里仁、江幌、静修の西部地区や江花地区へ給水区域の拡張と施設整備を進め、衛生的な飲料水の確保と供給に努めてきたところです。今後においても地域住民に密接する水道サービスを継続的に提供していくことが求められます。

しかしながら、これからは人口減少等により料金収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化に伴う更新投資の必要性が増大するなど、簡易水道事業を取り巻く経営環境はさらに厳しさが増していくことが予想されます。

こうした状況の中、住民に対して安全で快適な持続可能な水道サービスを提供するためには、事業を取り巻く現状の経営課題を把握し、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した業務の効率化・経営の健全化を推進することが求められます。

また、平成26年8月に「公営企業の経営にあたっての留意事項について」が総務省より公表され、地方公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が通知されました。

さらに、公営企業の経営に関する取り組みの考え方については「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）等においても明記されているところです。

これらの趣旨を踏まえ、本町の簡易水道事業においても現状の経営課題を把握するとともに中長期的な経営計画として「上富良野町簡易水道事業経営戦略」を策定することとしました。

この計画では、策定の過程において類似団体との比較分析等により現状の課題を洗い出すとともに、必要な経営の改善策を検討し、本町の簡易水道事業における「投資・財政計画」として、令和2年度から令和11年度までの10年間の料金収入等の収益と建設投資事業、維持管理費等に係る費用について、財政面の見通しを明らかにするものです。

上富良野町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 上富良野町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 2年 2月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和54年1月1日（40年経過） 東中地区 昭和54年1月1日 西部地区 昭和63年5月30日 江花地区 平成11年4月13日	計画給水人口	全体 1,840 人 東中地区 1,200 西部地区 430 江花地区 210
現在給水人口	全体 886 人 東中地区 543 西部地区 212 江花地区 131	有収水量密度	全体 15.64 m ³ /ha 東中地区 29.9 西部地区 10.1 江花地区 9.1
法適（全部・財務）・非適の区分		法非適用	

② 施 設

水 源	☐ 表流水, ☐ ダム, ☐ 伏流水, ☒ 地下水, ☐ 受水, ☒ その他（湧水） 東中地区（湧 水） 西部地区（地下水） 江花地区（地下水）		施設能力	629 m ³ /日 東中浄水場 261 静修浄水場 86 里仁浄水場 179 江花浄水場 103
施 設 数	浄水場設置数	4 箇所 東中地区 東中浄水場 西部地区 静修浄水場 西部地区 里仁浄水場 江花地区 江花浄水場	管 路 延 長	94.2 km 東中地区 41.4 西部地区 32.3 江花地区 20.5
	配水池設置数	4 箇所 東中地区 東中配水池 西部地区 静修配水池 西部地区 里仁配水池 江花地区 江花配水池	施 設 利 用 率	34.9 % 東中地区 47.0 西部地区 26.4 江花地区 26.4

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本事業の料金体系は用途別に6種類に区分し、基本水量と超過水量を設定した従量料金制となっています。各用途の料金は次のとおりです。現在の料金は、消費税率改定に伴い、令和元年10月1日から実施しています。			
	水道料金表　（1か月につき）			
	用 途	基 本		超 過 料 金 （1㎡につき）
		使 用 水 量	料 金	
	一 般 用	8 ㎡ まで	1,584円	164円
	畜産農業用	20 ㎡ まで	3,612円	183円
	営 業 用	20 ㎡ まで	3,612円	183円
	団 体 用	20 ㎡ まで	3,992円	195円
臨 時 用	20 ㎡ まで	2,344円	202円	
料 金 改 定 年 月 日　（消費税のみの改定は含まない）		平成11年4月1日		

④ 組 織

簡易水道事業に関する事務は建設水道課上下水道班が所管しています。平成16年度の機構改革により上下水道課を建設水道課に統合、係制を廃止し、スタッフ制による上下水道班を設置しています。現在の上下水道班の体制は、主幹1名、スタッフ4名の計5名であり、このうち水道事業担当に主幹を含め3名を配置し、簡易水道事業の担当は、水道事業の3名が兼務しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

経営健全化の取り組みとして、料金徴収、届出事務及び施設維持管理を除く、浄水場及び管路の保守点検業務、水質検査業務、量水器検針業務の民間委託を行い、効率的な業務の運営・管理に努めています。 また、本町の水道事業と料金収納業務等運営の一体化を図り、経営の効率化に取り組んでいます。
--

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

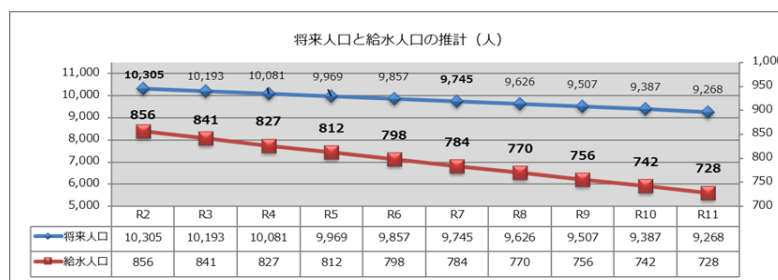
経営比較分析結果については別添のとおりになります。 現状分析からの経営課題として、収益性を示す指標においては全国、類似他団体平均値と比較しても低水準であることが示されています。 この要因としては、本事業が人口密集区域としている水道事業以外の農村部の郊外地域を対象としていることから、給水人口密度が1 km²あたり17人と水道事業の411人と比べ約23分の1と人口密度が非常に低い山間部で広範囲な給水区域に対して、管路整備と地下水利用による浄水設備等に多額の建設費を投じているため、給水原価が685円と極めて高い水準にあります。一方、使用料の水準においては、水道利用者全体の公平性を保つため、料金水準の均衡を図る必要があることから、本事業独自の改定ができず供給単価が177円と低水準を推移しています。この供給単価と給水原価の乖離が大きくなっていることが主な要因になります。 簡易水道事業は、地方公営企業法に基づく公営企業に位置付けられており、その経費は利用者からの使用料で賄うことが基本とされています。 しかし、本事業は、農村部においても住民が平等に衛生的な生活環境が維持できるよう安全で安定的な飲料水を供給することを目的としている事業であることから、市街地区との地域間格差の是正と住民福祉の公平性を確保するために必要な政策的経費として、一般会計繰入金の補填を行い、財源確保をしながら事業経営を続けていくことが重要と考えます。
--

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口の予測は、「第2期上富良野町人口ビジョン」に示されている将来人口や当該給水区域における過去の増減状況を考慮し、戦略期間の給水人口を推計します。

期間中における人口ビジョンの推計は10%の減少となっていますが、当該地域の直近10年間の実績では23%の減少となっています。本町の総合戦略や農業振興計画による人口減少対策を考慮し、当該期間の減少は15%で推移するものと想定し、給水人口を推計した結果、令和2年度から令和11年度末までに128人が減少の見込みになるところです。

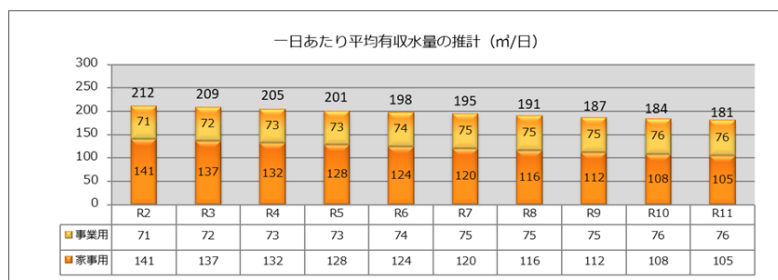


(2) 水需要の予測

近年の水需要（有収水量）は、給水人口の減少と節水思考や節水器具等の普及拡大が減少傾向の大きな要因になりますが、一方、自家水の不足による水道利用や農業用水の供給前の利用などの増加要因もあることから、一人あたり使用水量としては、市街地域の家事用平均水量175 L/日に対して245L/日と4割程度多く、直近5か年の実績を見ても横ばいの状況であり、全体の有収水量は、給水人口の減少と同じく約15%の減少で推移しています。

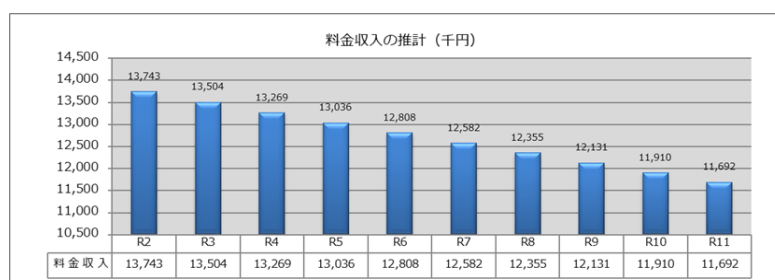
今後の予測にあたっては、農村地域の特殊性から、家事用と事業用に区分して推計することとします。家事用の予測は、市街地域の家事用一人あたりの平均使用水量に給水人口を乗じたものに節水の影響分として、約10%が更に減少することを想定し、期間中には25%程度が減少する推計としています。事業用については、直近の実績から期間中に7%程度の増加を見込んだ算定をしています。

以上の家事用、事業用の増減要素から有収水量を算定した結果、本戦略期間においては約15%の減少傾向で推移していくことが予想され、令和2年度から令和11年度末までに31m³/日が減少する見込みになるところです。



(3) 料金収入の見通し

料金収入は、有収水量と同様の傾向で使用水量の減少に伴い、料金収入も減少していくことが想定されます。料金収入の予測にあたっては、有収水量の推計値に給水単価と収納率実績100%を乗じて算出の結果、令和2年度から令和11年度末までに2,051千円が減少する見込みになるところです。



(4) 施設の見通し

① 資産の状況

現在、本事業で所有する資産の設置時期及び耐用年数の経過状況は次のとおりです。

簡 易 水 道 施 設 一 覧

地区名	資 産 名				設置年度	耐用年数	更新時期
	区 分	施 設 名	機 器 名	数 量			
東中地区	取水施設	取水棟	取水井	1 箇所	昭和54年度	50年	R11～
	導水施設	管 路		0.1 km	昭和54年度	40年	H31～
	浄水施設	浄水場	浄水池	1 箇所	昭和54年度	50年	R11～
			消毒設備	2 台	平成13年度	18年	R3～
			電気計装設備	1 組	平成18年度	18年	R6～9
	配水施設	配水池		1 箇所	昭和54年度	50年	R11～
		管 路		41.3 km	昭和54年度	40年	H31～
西部地区 [静修地区] [里仁地区]	取水施設	取水棟	取水井	1 箇所	平成8年度	50年	R28～
			取水ポンプ	2 台	平成23年度	18年	R11～
	導水施設	管 路		0.2 km	平成8年度	40年	R18～
	浄水施設	浄水場	浄水池	1 箇所	平成8年度	50年	R28～
			急速ろ過設備	2 基	平成8年度	18年	H26～
			消毒設備	2 台	平成8年度	18年	H26～
			電気計装設備	1 組	平成28年度	18年	R16～
	送水施設	浄水場	送水ポンプ	2 台	平成8年度	18年	H26～
		管 路		0.2 km	平成8年度	40年	R18～
	配水施設	配水池		1 箇所	平成8年度	50年	R28～
		管 路		17.7 km	平成8年度	40年	R18～
	取水施設	取水棟	取水井	2 箇所	平成16年度	50年	R36～
			取水ポンプ	2 台	平成25年度	18年	R13～
	導水施設	管 路		0.4 km	平成16年度	40年	R26～
	浄水施設	浄水場	浄水池	1 箇所	平成16年度	50年	R36～
			膜ろ過設備	2 基	平成16年度	18年	R4～
			消毒設備	2 台	平成16年度	18年	R4～
			電気計装設備	1 組	平成16年度	18年	R4～7
	送水施設	浄水場	送水ポンプ	2 台	平成16年度	18年	R4～
		管 路		0.6 km	平成16年度	40年	R26～
	配水施設	配水池		1 箇所	平成16年度	50年	R36～
		管 路		13.1 km	平成16年度	40年	R26～
江花地区	取水施設	取水棟	取水井	1 箇所	平成12年度	50年	R32～
			取水ポンプ	2 台	平成24年度	18年	R12～
	浄水施設	浄水場	浄水池	1 箇所	平成11年度	50年	R30～
			電気計装設備	1 組	平成11年度	18年	H29～R2
			急速ろ過設備	2 基	平成11年度	18年	H29～
			薬品注入設備	2 台	平成11年度	18年	H29～
			消毒設備	2 台	平成11年度	18年	H29～
	送水施設	浄水場	送水ポンプ	2 台	平成11年度	18年	H29～
		管 路		1.5 km	平成11年度	40年	R21～
	配水施設	配水池		1 箇所	平成11年度	50年	R31～
		管 路		19.1 km	平成11年度	40年	R22～

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（平成30年財務省令第31号）」による。

② 更新対象施設の見通し

更新対象施設の見通しは、資産状況・施設一覧に記載の標準耐用年数経過後が一般的な老朽化による更新時期の目安になりますが、本戦略における更新対象施設の選定にあたっては、可能な限り延命化を行うことを基本として、日常点検結果からの健全度診断や老朽化に起因する修繕履歴等を考慮した検証結果を基準に健全性の予測可能な施設については、標準耐用年数経過後に状態監視の保全を行いながら、健全度調査による診断結果をもとに選定することとし、劣化判定や故障の予測が難しい電気設備等は一定期間の経過したものを対象とする時間計画保全とし、標準耐用年数の1.2倍程度を目途に目標耐用年数に設定し、それらの条件に該当する施設を更新対象としています。

以上の条件から本戦略期間内に更新対象となる施設は、21年が経過している浄水場電気計装設備が該当します。

なお、管路施設については、最も古い東中地区配水管の41.3kmが既に標準耐用年数を超過し状態監視保全をしており、今回の判定としては過去5年間の漏水事故の件数が2件と発生頻度が非常に低いことから、管本体の劣化が少なく、当面の継続使用が可能と判断できるため、更新対象施設から除外しています。

(5) 組織の見通し

浄水場の運営については遠隔監視操作システムの導入で管理向上を図るとともに組織のスタッフ制により水道事業、下水道担当と相互協力体制により事業運営にあたっています。今後も事業の効率性の観点から可能な限り、業務の外部委託を推進していきます。

3. 経営の基本方針

本町を取り巻く状況を踏まえ、今後の本事業が目指すべき理念について上位計画である「第6次上富良野町総合計画」を踏襲し、本事業が改築更新、維持管理の時代を迎えるにあたり、様々な経営課題を解決しつつ、住民生活、地域産業、自然環境へ潤いと輝きを持たせるサービスを継続的に提供しなければならないという意味を含め『彩と輝きのある暮らしを支える安定した簡易水道』を共通の理念とし、本事業における目標と展望として4つの視点から基本方針を設定します。

- 施設の適切な管理・整備の継続と危機管理対策を行い、安全で安心な水道水を確保することで衛生的な生活環境を提供します。
- 豊富で良質な水源を維持するため、水源流域を中心に地域の自然環境の保全に努めます。
- 農業を基幹産業とする本町の農村地域へ「清浄にして豊富低廉」な水道水を安定的に提供することで、地域経済の活力や暮らしの快適性を向上させ、豊かな地域社会を実現します。
- 町民の地域間格差に配慮した中で持続可能な簡易水道事業を目指し、事業経営面の安定性、透明性を確保するとともに、開かれた事業経営を推進します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資的事業は、更新対象資産に対して適正規模の投資を計画的かつ効果的に行います。特に老朽化が進んでいる浄水場設備に対し重点的に更新投資を行い供給施設の機能保全を図ります。。
-----	---

○投資について

計画期間に実施するものは、更新時期が到来する3箇所の浄水場施設のうち、電気計装設備172.7百万円の更新を実施します。

- | | | | | | | | |
|--------|-------|---------|--------|------------|-------|---------|--------|
| ① 江花地区 | 令和2年度 | 60.0百万円 | …21年経過 | ② 西部(里仁)地区 | 令和7年度 | 71.6百万円 | …21年経過 |
| ③ 東中地区 | 令和9年度 | 41.1百万円 | …21年経過 | | | | |

管路施設は東中地区において北海道が施工する農業農村整備事業に伴い支障となる配水管の移設を実施します。

法定検査期限を越える量水器の交換を実施します。

⑤ 全地区 令和2年度～令和11年度 対象507個 10.4百万円 … 8年経過

以上、総額230.4百万の更新投資を予定しています。

○施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項

投資額については、施設の重要性和経過年数、現状の健全性から優先度の高いものを選択し、各資産の実施時期は標準耐用年数から目標年数までの間に平準化しています。なお、次期計画も踏まえ、健全度が高い施設については計画修繕等の予防保全により最大限先送りしています。

○防災・安全対策に関する事項

投資対象施設のうち耐震対策が必要な施設については、更新投資の実施に併せ、検討を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	期間中は企業債残高の減少とともに経営は改善の傾向になりますが、適正な投資計画の実施と着実な財源確保により、更なる経営健全性の向上を目標とします。
----	--

○財源に関する事項

更新投資に係る財源については、償却期間が長いものは世代間の負担することを基本として、主に企業債借入で賄うよう設定しています。他事業との関連で補償となるものは工事負担金として充当しています。なお、償却期間の短い量水器取替は使用料収入を財源としています。

○料金に関する事項

本戦略では、更新投資の抑制や平準化により、給水原価を抑えていることから、経営状況が改善する傾向にあり、令和9年度には一般会計からの基準外繰入が解消する見込みであるため、本戦略期間内の使用料改定は見送ることとしています。

なお、解消までの期間については、自然条件や地理的条件により、高資本費となる企業債償還の費用を政策的経費として、一般会計繰入金から補填することとします。

○繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金は、国が定める公営企業繰出金の基準による財政措置分の「高料金対策に要する経費」を収益的収入に「建設改良に要する経費」を資本的収入に基準内繰入金として算定しています。企業債償還金の不足分は基準外繰入金に算入し収支均衡を図っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○投資以外の経費について

管理経費については、必要且つ合理的な額を算出するため、予測可能な費用について、現在までの価格動向や今後の物価上昇率等の増減額を考慮し算定しています。

○委託料に関する事項

浄水場維持管理業務と量水器検針業務は水道事業と合わせて3年の長期継続契約により民間委託し、料金収納業務は水道事業に委託を現状とおりに実施することとし、現契約単価を基に想定される変動要素を加味し算定しています。

令和5年度から適用する地方公営企業法会計制度の導入準備のために令和3年度からの2か年で固定資産調査及び例規整備等の業務委託を公営企業適用債の起債を活用して実施します。

○修繕費に関する事項

過去5年の修繕履歴から老朽化が主原因となる事故、故障が少ないことから、現状と同規模程度と想定し、物価上昇分を考慮した費用を算定しています。

○動力費に関する事項

浄水場の動力費用については、供給する配水量など想定される要素と物価上昇を見込み算定しています。

○職員給与費に関する事項

職員給与費は、事業担当が水道事業兼務のため、費用は算定していません。

○その他

企業債償還金は、償還予定表により算出し、新規借入については、最も有利な条件を選定し、直近借入利率により算定しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点で導入、活用の具体的な実施予定はありませんが、事業のコスト削減、合理化の観点から今後の市場動向を踏まえながら活用方法や効果等についての情報収集と導入の可否について検討を進めます。
---------------------------------	--

施設・設備の廃止・統合・合理化(ダウンサイジング・スパンクダウン)	施設更新においては、今後の水需要に基づいた施設規模の適正化を図るとともに、将来の水道事業全体の統廃合・合理化について調査研究を進めます。。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	今後も増加する老朽化施設については計画的な予防保全により、健全度を保持しながら、過度な将来負担とならないよう、令和5年度地方公営企業法適用に併せて施設の長寿命化計画を策定し、適切な時期の施設更新と投資規模の平準化を進めます。
広域化	平成31年度発足した近隣5市町村で構成する上川南部上下水道事業研究会において事務事業の広域連携について調査研究を進めます。
その他の取組	防災安全については、現状の業務継続計画に基づき地震水害対策のほか、大規模停電時の必要な対策の検討と装備の充実に努めます。。

② 財源について検討状況等

料 金	本事業の適正な使用料算定については、引き続き5年ごとに実施していきます。 また、水道事業が本戦略期間内の令和10年度頃を目途に料金見直しを予定していることから、町内全ての水道利用者の整合性を図るため、簡易水道事業においても使用料見直しの検討を実施します。
企業債・国庫補助	今後も残存施設の老朽化対策に伴う更新投資により企業債残高の増加が予測されることから、過大発行の抑制のため、発行制限を取り入れるなど将来負担を考慮した適性規模の起債計画を検討していきます。 地方公営企業法の制度導入や水道事業との統廃合、施設更新の耐震化対策など事業計画変更においては、国庫補助制度を活用した財源確保を検討しながら企業債の縮減を図ります。
繰入金	一般会計繰入金は、繰出基準に基づき算定するとともに、繰入基準内となる消防施設の整備については未反映であるため、関係機関の計画策定後に反映させることとします。
資産の有効活用等による収入増加の取組	今後、施設の合理化、統廃合の調査研究を進める中で、将来的に遊休資産の発生が見込まれる場合には、その有効活用の方法についても併せて調査研究を進めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画で示した投資・財政計画については、令和5年度予定の地方公営企業法適用において会計制度に沿った見直しを行うとともに定期的な見直しを行い、期間中に著しい状況の変化がある場合には、計画終了を待たずに本戦略を全面的に改定します。 また、経営課題に対する今後の取組については、対応状況について事後的に検証と評価を実施し、PDCAサイクルを活用して事業や計画に反映させていきます。 さらに、本計画を踏まえた具体的な施策の実施にあたっては、議会や住民への情報提供と議論を重ね、合意形成に努めます。
---------------------	--

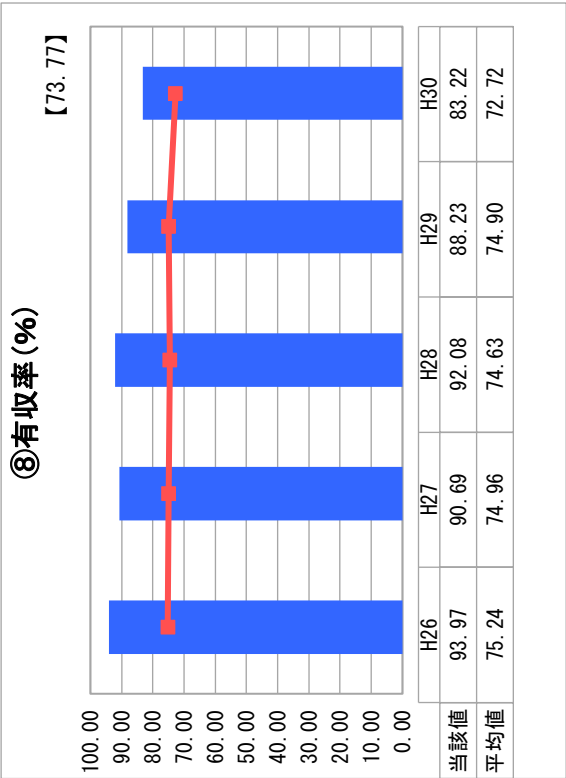
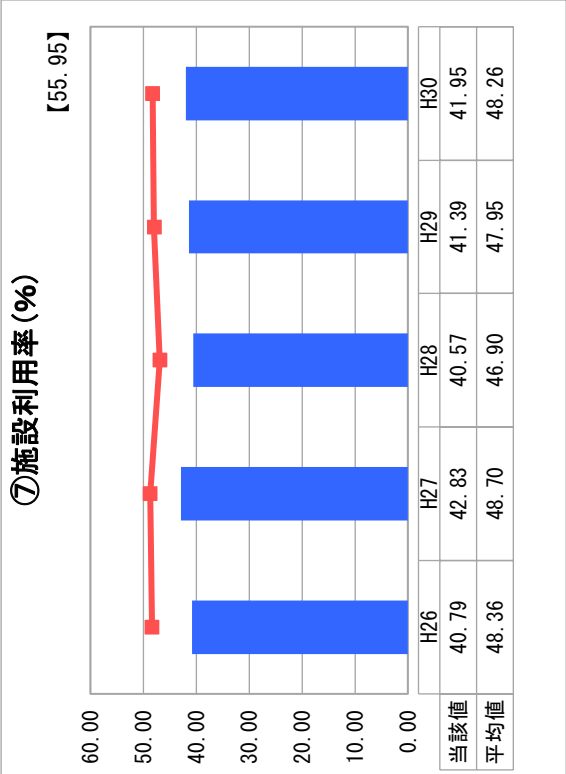
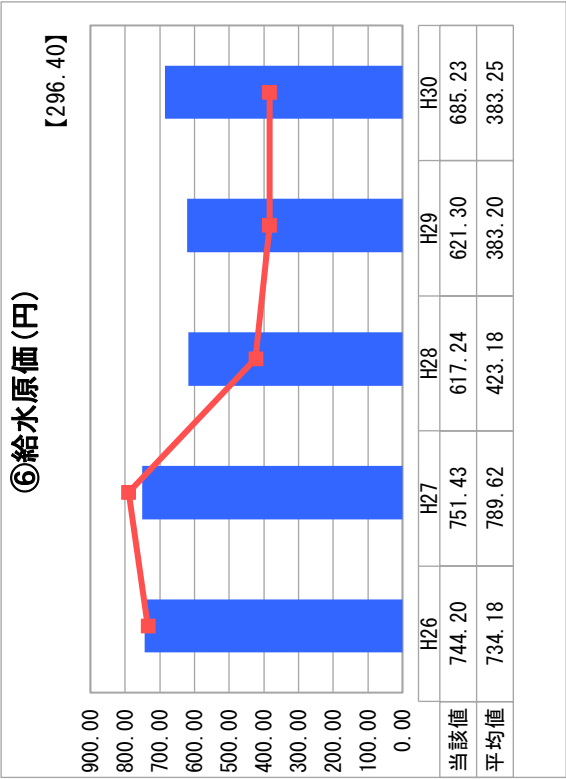
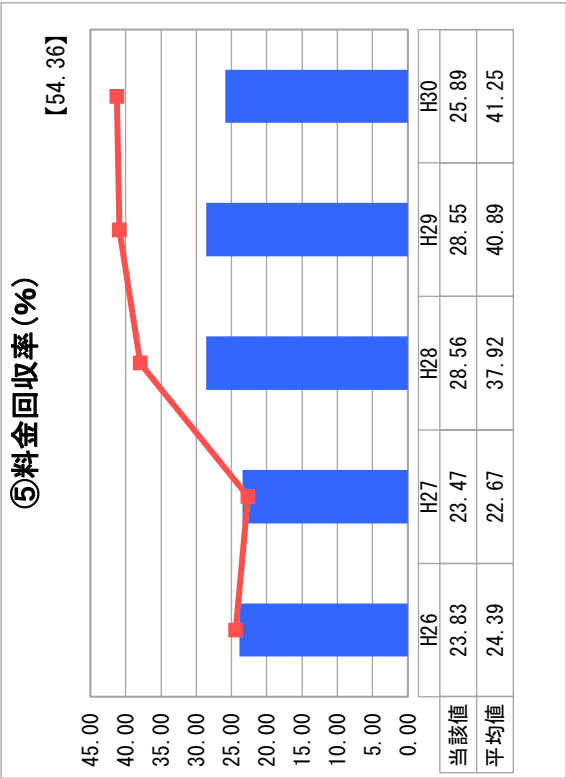
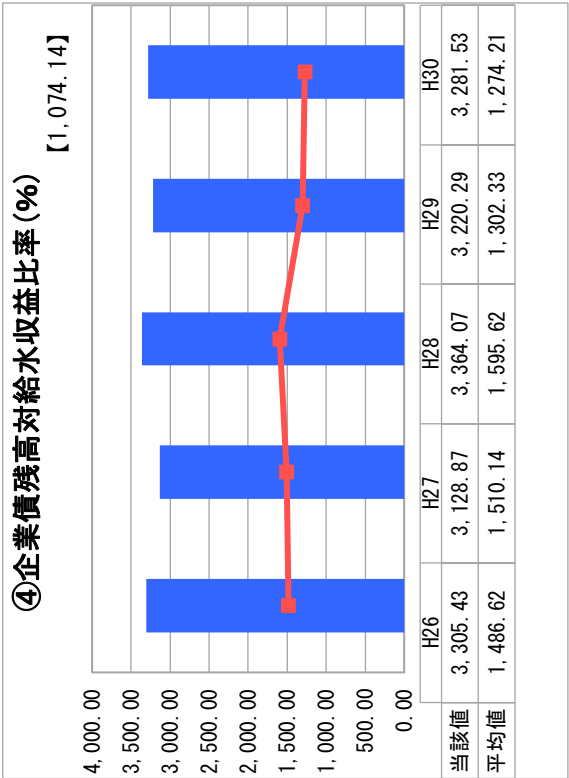
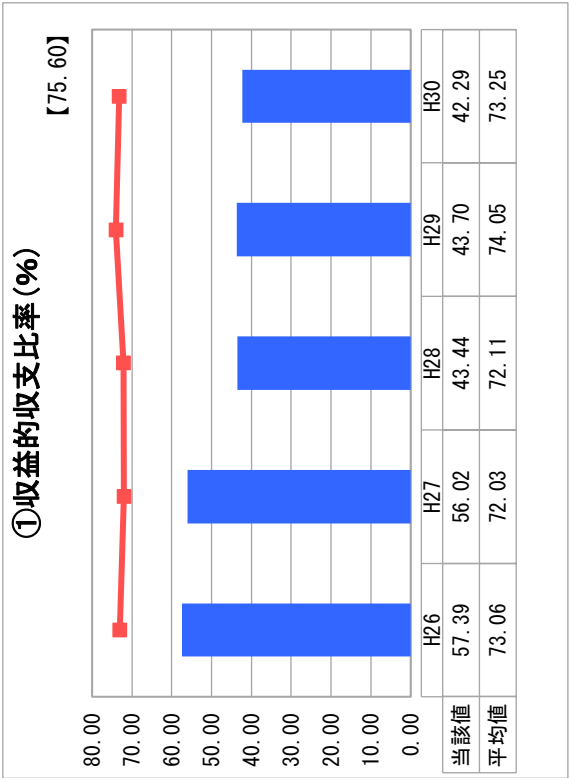
経営比較分析表（平成30年度決算）

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)	
-	該当数値なし	8.33	3,499	

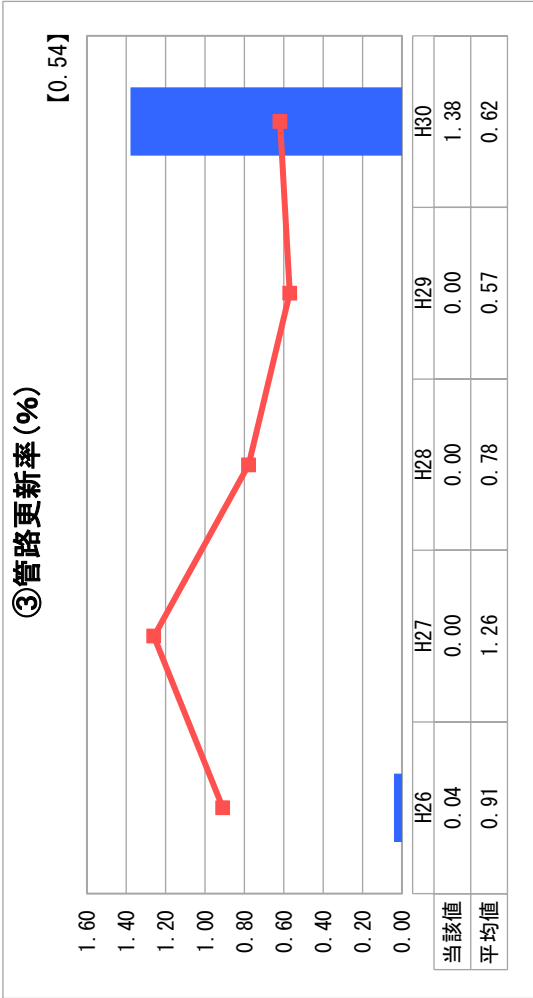
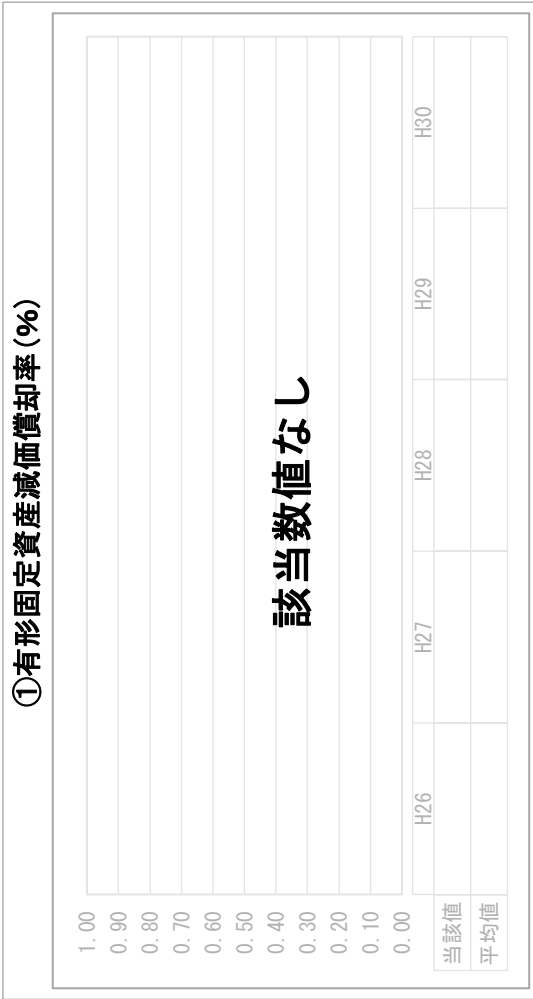
人口 (人)		面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	
10,789		237.10	45.50	
現在給水人口 (人)		給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)	
886		51.24	17.29	

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
-	類似団体平均値（平均値）
【	平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用と地方債償還金をどの程度賄えているかを表す「収益的収支比率」は前年と同水準で全国・類似団体と比較しても低く、H28から低下している傾向にあります。

給水収益に対する企業債残高の割合で債務の規模を表す「企業債残高対給水収益比率」は、全国平均と比べて約3倍、類似団体と比較して約2.5倍と高い水準であり、これまでの減少傾向から近年は横ばいで推移しています。

給水収益でどの程度給水費用で賄えているかを表す「料金回収率」は類似団体と10%、全国平均とは20%と差があり、料金水準としては低い状況にあります。

有収水量1㎡あたりの費用を表す「給水原価」はH27までは、類似団体と比べほぼ同じ水準で推移していましたが、今年度は前年同様に約1.5倍と高い水準になっています。

施設の利用状況や適正規模を表す「施設利用率」は類似団体との比較では若干低い水準であり、ここ5年間はほぼ横ばいで推移し、給水人口が減少しながらも現状維持を続けています。

施設の移動が収益に繋がっているかを表す「有収率」は全国平均、類似団体と比較しても供給の効率性は高い水準を維持しており供給施設の健全性が保たれていると言えます。

2. 老朽化の状況について

「管路更新率」は他事業に起因する移設により更新したものであり、老朽化対策の対象外となります。

現状では「管路経年化率」の対象となる法定耐用年数を超えた資産はないものの、今後の更新計画を対象資産が次第に増加するため、管路の更新計画を策定し平準化しながら施設の健全化を進めていく必要があります。

全体総括

現状の結果としては、有収率を除く指標は低水準であり、収支不足分を一般会計繰入金に依存していることから、経営の健全性・効率性が確保されているとはいえない状況にあります。

今後は給水人口の減少や節水意識の高揚により、水道料金収入が減少する中で更なる経費削減に努めるとともに、適正な料金収入の確保などの対策を講じる必要があります。

また、地理的な特殊性があるものの、施設利用に關しては水準を上げる余地があることから、将来人口を踏まえた水需要の動向に注視しながら、適正な施設規模の見直しや老朽施設の対策、事業の平準化等検討を行い、計画的で効率的な経営に努めていく必要があります。

(法非適用企業)

投資・財政計画（収支計画）

(単位:千円, %)

区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収入	1 総	収益(A)	23,228	22,927	32,909	33,696	33,864	34,216	34,037	37,661	37,552	37,348	37,437	27,789
	(1) 営業	収益(B)	14,481	14,206	14,007	13,769	13,535	13,303	13,076	12,851	12,625	12,402	12,182	11,965
	ア 料	金収	14,220	13,980	13,743	13,504	13,269	13,036	12,808	12,582	12,355	12,131	11,910	11,692
	イ 受託	工事収												
	ウ そ	の他	261	226	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273
	(2) 営業	外収	8,747	8,721	18,902	19,927	20,329	20,913	20,961	24,810	24,927	24,946	25,255	15,824
	ア 他	会計繰入	8,747	7,974	18,902	19,927	20,329	20,913	20,961	24,810	24,927	24,946	25,255	15,824
	イ そ	の他		747										
	2 総	費用(D)	21,465	19,487	18,518	24,578	23,915	16,530	15,827	15,109	14,378	13,719	13,287	12,843
	(1) 営業	費用	12,717	11,513	11,213	17,954	17,991	11,324	11,356	11,389	11,422	11,465	11,499	11,533
収益的支出	ア 職	員給与												
	ア 職	員給与												
	イ そ	の他	12,717	11,513	11,213	17,954	17,991	11,324	11,356	11,389	11,422	11,465	11,499	11,533
	(2) 営業	外費用	8,748	7,974	7,305	6,624	5,924	5,206	4,471	3,720	2,956	2,254	1,788	1,310
	ア 支	払利息	8,748	7,974	7,305	6,624	5,924	5,206	4,471	3,720	2,956	2,254	1,788	1,310
	イ そ	のうち一時借入金利息												
	イ そ	の他												
	3 収支差引	(A)-(D) (E)	1,763	3,440	14,391	9,118	9,949	17,686	18,210	22,552	23,174	23,629	24,150	14,946
	1 資本	的収入(F)	58,575	52,288	108,025	36,732	36,878	39,078	40,037	101,978	33,832	53,913	23,007	32,439
	(1) 土地	方償	21,200	14,800	79,400	10,700	10,700	4,000	4,000	71,600		41,100		
資本的収入	うち資本	費平準化償												
	(2) 他会	計補助金	37,044	34,681	24,725	24,032	24,178	33,078	34,037	30,378	33,832	12,813	23,007	32,439
	(3) 他会	計借入金												
	(4) 固定	資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)	補助金												
	(6) 工事	負担金	331	2,807	3,900	2,000	2,000	2,000	2,000					
	(7) そ	の他												
	2 資本	的支出(G)	59,962	56,384	122,416	45,850	46,827	56,764	58,247	124,530	57,006	77,542	47,157	47,385
	(1) 建設	改良費	25,684	18,391	84,950	7,320	6,924	7,848	7,749	72,689	3,465	41,826	2,145	1,815
	うち職員	給与												
資本的支出	(2) 地方	償還金(H)	33,455	36,795	37,466	38,530	39,903	48,916	50,498	51,841	53,541	35,716	45,012	45,570
	(3) 他会	計長期借入金返還金												
	(4) 他会	計への繰出金	823	1,198										
	(5) そ	の他												
	3 収支差引	(F)-(G) (I)	△ 1,387	△ 4,096	△ 14,391	△ 9,118	△ 9,949	△ 17,686	△ 18,210	△ 22,552	△ 23,174	△ 23,629	△ 24,150	△ 14,946

(法非適用企業)

投資・財政計画（収支計画）

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	376	△ 656									
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		823	1,198									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,199	542									
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)												
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	42.3	40.7	58.8	53.4	53.1	52.3	51.3	56.3	55.3	75.5	64.2	22.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	14,481	14,206	13,769	13,535	13,303	13,076	12,851	12,625	12,402	12,182	11,965
地方財政法による 資金の不足額	(R)/(S)×100												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	466,633	444,638	486,572	458,742	429,539	384,623	338,125	357,884	304,343	309,727	264,715	219,145

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		8,747	7,974	18,902	19,853	20,259	20,844	20,892	24,741	24,858	24,876	25,182	15,748
うち基準内繰入金		4,658	4,287	18,902	19,853	20,259	20,844	20,892	24,741	24,858	24,876	25,182	15,748
うち基準外繰入金		4,089	3,687										
資本的収支分		37,044	34,681	24,563	23,946	24,089	32,987	33,947	30,286	33,734	12,708	22,897	32,323
うち基準内繰入金		17,771	15,865	19,908	20,461	20,834	25,027	25,841	26,535	27,408	12,708	22,897	23,495
うち基準外繰入金		19,273	18,816	4,655	3,485	3,255	7,960	8,106	3,751	6,326			8,828
合計		45,791	42,655	43,465	43,799	44,348	53,831	54,839	55,027	58,592	37,584	48,079	48,071